

2023年2月1日

各位

山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「外貨普通預金取引規定」及び「外貨定期預金取引規定」の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）では、2023年6月30日(金)をもって外貨普通預金及び外貨定期預金の取扱を終了致します。それに伴い下記のとおり外貨普通預金取引規定（リーフ口）及び外貨定期預金取引規定を改定いたします。

改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。印刷した規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる預金等規定

- (1)外貨普通預金取引規定（リーフ口）
- (2)外貨定期預金取引規定

2. 改定日

2023年2月1日（水）

3. 主な改定内容

外貨普通預金取引規定（リーフ口）及び外貨定期預金取引規定について、以下の条項を追加いたします。

(1) 外貨普通預金取引規定（リーフ口）

16. 解約等

(6)2023年6月30日をもって、この預金を廃止します。廃止に伴い、2023年6月30日取引終了時点で、この預金は、原則として当行所定の外国為替相場により解約し、円貨で管理を行います。その後の払戻しにつきましては、2023年6月30日時点での円貨額をお支払いいたします。



(2) 外貨定期預金取引規定

【Ⅰ.共通規定】.

8. 預金の解約、書替継続

(4)2023年6月30日をもって、この預金を廃止します。廃止に伴い、2023年6月30日取引終了時点のこの預金は、【Ⅱ.自動継続扱いの場合】第1条第4項に定める取扱いの通りとします。

【Ⅱ.自動継続扱いの場合】

1. 自動継続

(4) 2023年6月30日取引終了時点で、この預金は、原則として当行所定の外国為替相場により解約し、円貨で管理を行います。その後の払戻しにつきましては、2023年6月30日時点での円貨額をお支払いいたします。

以 上

お問合せ先

事務部事務課 担当：浅井・柏倉

023-631-0001（代表）

